

市町村名	さくら市
所属名	高齢課

地域の目指す姿(ビジョン、大目標)
地域で支え合い、いつまでも元気に、楽しく、安心して暮らし続けることができるまち さくら市

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容					R2年度(年度末実績)			
	大区分	中区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
さくら市	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	○介護予防に関する情報提供や介護予防に資する各種活動等を、パンフレット・ホームページ、イベント等を活用し情報提供していく必要がある。 ○地域の特性やニーズを十分に把握し、既存のサービスや社会資源を活用し、介護予防・重度化防止を図る。	○イベント等におけるパンフレット配布 ○介護予防・生活支援サービス事業および一般介護予防事業 ○総合事業の推進	①パンフレットやホームページ、他機関と連携等による普及啓発	令和2年4月16日の緊急事態宣言が発令前の4月上旬、感染症対策やフレイル予防の方法や自宅で行える「いきいき百歳体操」を写真付きで紹介するリーフレットを行政区回覧にて全戸配布し、緊急事態宣言発令により自宅に引きこもるようになってからも介護予防が図られるように情報提供を行った。	◎	緊急事態宣言発令直前という良いタイミングでの確かな情報提供を行うことができたため。	緊急事態宣言発令中は行政区回覧が中止されるため、ホームページやSNSなど、広報発行以外のタイミングの情報発信について工夫する必要がある。
					②水中運動教室等二次予防対象者事業の開催	各専門職の指導のもと屋外で運動や栄養・口腔ケア指導を行う「あおぞら元気塾」を16回(コロナの影響5回中止)実施。 プールでインストラクター指導のもと運動を行う「水中ゆうゆうウォーキング」を9回(コロナの影響で3回中止)実施。 高齢者サロンや通いの場の要請により講師を派遣し、介護予防等の講演を行う高齢者教室を22回実施。 市内温泉施設でのノルディックウォーキング用ポールの無料貸し出しを開始した。	◎	緊急事態宣言期間を除き、コロナ禍でも屋外で教室を実施することで、コロナ禍で減少する運動や交流機会の提供を継続できたため。	感染症のハイリスク群である高齢者に対して、集団形式の介護予防教室では引き続き感染対策を徹底して実施していく必要がある。そして、新型コロナウイルスの影響によりフレイルに陥る高齢者の増加が懸念される中、既存の事業以外にもコロナ禍に合った介護予防の手法を検討していく必要がある。
					③健康診査、健康相談の実施	5月13日から5月27日にかけて、避難行動要支援者台帳に登録されている高齢者のみ世帯のうち、ケアマネジャーのサポートを受けられる要支援・要介護者を除いた540世帯に対して、生活支援コーディネーターが電話をかけて健康状態やコロナ禍の困りごとなどを聞き取りし、支援が必要と判断した4件については地域包括支援センターにつないだ。	◎	5月31日まで緊急事態宣言が延長され、不安を抱える高齢者世帯に対して感染リスクを負わずに支援を行えたため。	電話がつながったのは326件(約6割)で、それ以外の世帯には手紙により情報発信を行ったが、コロナの収束までは時間がかかる様子であり、長期間に渡って社会参加の機会が失われていることによる影響を注視し、対応を続けていく必要がある。
					④総合事業(通所型A・訪問型A)の事業所説明会	コロナ感染症の拡大により、事業所への制度説明会は開催できなかったが、市内介護保健事業所から提供されたメールアドレス宛に、必要な情報提供を逐一行った。また、各事業所からの質問に対し、その都度確認、回答を行った。	○	各事業所からの質問に対し、その都度確認、回答を行ったため。	市から説明が必要な制度改正等の周知を、メールのみではなかなか正しい理解を得られない場合が多い。今後は会議システム等を利用し、理解を深めていく機会を設ける必要があると思われる。
さくら市	①自立支援・介護予防・重度化防止	②生活支援体制整備	○生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援、介護予防に係るニーズの把握及びサービスの担い手の創出・養成、地域包括支援センターとのネットワーク構築を図る ○地域資源の開発を目的とした生活支援協議会(構成:行政機関・生活支援コーディネーター・地域の関係者等)を設置し、不足するサービスの充実や、担い手の養成、活動する場の確保など、地域資源の開発を推進する必要がある	①生活支援コーディネーターの活用	①高齢者の生活支援及び介護予防に係るニーズの把握やサービスの創出及びサービスの担い手の養成、地域包括支援センターや市内関係機関とのネットワーク構築、高齢者のニーズとサービスのマッチングを目的としH29年配置。	◎	県内にとどまらず、国内の様々な先進事例から学びを得て、本市の取組を推進したことによる。	住民主体による生活支援サービスが定着するように、各団体に伴走型支援を行い、必要な助言や支援を行いながら、取り組みを市内に広げていく必要がある。	
				②生活支援協議会の推進	②生活支援、介護予防サービスの体制整備に向けてH29年設置。	○	コロナ禍で何度か書面会議となったものの会議の内容は充実していた。	第2層協議体が未設置となっているが、毎月1回開催している地域づくり勉強会が3班体制で具体的な活動を開始しており、第2層という枠組みにこだわらずに、生活支援の輪を広げていきたい。	
				③生活支援サービスの推進	③高齢者が地域の中で自立した生活が送れるように様々なサービスを行う。 1)給食サービス 2)紙オムツ給付券 3)福祉タクシー利用料助成 4)高齢者等生活支援サービス事業 5)日常生活用具給付 6)緊急通報装置貸与事業 7)緊急情報キット給付事業	○	各サービスとも継続して提供することができた。	③-3【福祉タクシー】初乗り料金(単価)改定に合わせた助成を行う。→R3より、タクシー券1枚当たりの助成額を変更する。 ③-3【福祉タクシー】R3以降、利用できる事業者が減少する場合には、代替案を検討する必要がある。	

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容					R2年度(年度末実績)			
	大区分	中区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
さくら市	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	塩谷管内自治体と認知症ケアパスを作成し、適切なサービス提供体制の構築を目指す。また、認知症の正しい理解のために認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーター養成講座を普及させる必要がある。	①認知症の普及啓発	①認知症サポーター養成講座の受講者数(累計) H27 1,811人 H28 2,317人 H29 3,079人 H30 4,099人 R1 5,425人	①認知症サポーター養成講座の受講者数 R2年度 531人(累計延べ5956人)	○	コロナ禍であることから受講者数は伸びなかったものの、学校に対しては校長会で協力を仰ぐなどして講座実施に関して理解を得られるよう努めた。また、オンラインを活用し複数力所(他市町含む)の企業に対しても講座を実施することができたため。	コロナの影響により講座の実施を積極的に行うことが困難な状況。条件が整えばオンラインを活用するなどして、工夫して実施していく必要がある。
				②認知症の早期診断・早期対応体制の整備	②認知症予防教室事業参加者数(実人数) H27 未実施 H28 未実施 H29 34人 H30 20人 R1 27人	地域包括支援センター以外に、認知症カフェにおいても、ご本人やご家族からの相談を受けている。また、認知症等に関して気軽に相談できる場として図書館で実施する専門職による「もの忘れ相談会」を新たに開始した。また、市の認知症施策に関するポスターを作成し、市内事業所や医療機関等に対して配布した。 ②認知症予防教室事業参加者数(実人数) R2年度 15人	◎	認知症予防教室を緊急事態宣言期間を除き、コロナ禍でも対象者宅に個別訪問形式で実施するなどして対策を講じて継続した。また、もの忘れ相談会を新たに開始した。	新事業であるもの忘れ相談会の認知度を高め、参加者を増やしたい。認知症予防教室に関して、個別訪問形式では参加者数や教室の提供時間に制限があるため、コロナ禍で実施する方法について検討する必要がある。
				③地域での日常生活・家族支援の強化	③認知症カフェの開設数 H27 0か所 H28 0か所 H29 1か所 H30 2か所 R1 2か所	市内の認知症カフェの案内ポスターを作成し、市内事業所や医療機関等に対して配布した。また、チームオレンジ発足に向けて、関係団体に声を掛け立ち上げのための会議を実施した。 ③認知症カフェの開設数 R2 2か所	○	令和元年度末で認知症カフェが1カ所減ったが、新たな認知症カフェが創設された。	認知症カフェの認知度を高め、利用者の増加につなげたい。また、運転免許を返納した認知症の方やその家族の方も利用することができるよう新たな認知症カフェの増設も進める必要がある。
さくら市	①自立支援・介護予防・重度化防止	④その他	特になし						
さくら市	②介護給付適正化		○健全な介護保険制度を運営するためには、介護給付を必要とする利用者を適切に認定したうえで、適正なサービスを事業者が適切に提供するよう促すことが必要である。	①要介護認定の適正化	①認定調査票の点検を全件実施する。	R2.4.1～R3.3.31 1,082件全ての点検実施した。	◎	調査票点検を全て実施しているため。	今後も継続して点検を行っていくこととする。
				②ケアプラン点検	②国保連の適正化システムを活用して対象者を抽出し実施する。	市職員と地域包括支援センター職員によるケアプラン点検会議を実施しているほか、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの参加も模索している。	○	居宅も交えた点検会議の開催準備を進めているため。	ケアマネジャーと意見交換したいが、コロナ禍で連絡協議会が1年以上中止となっているため、ケアプラン点検会議開催も困難となっている。
				③住宅改修等の点検	③住宅改修や福祉用具購入の事前調査を行い、疑義のある場合は、ケアマネジャーや施工業者に確認する。	・住宅改修 114件 ・福祉用具購入 124件 申請時全件確認した。	◎	申請時に全て確認できているため。	今後も継続して確認を行っていくこととする。
				④医療情報との突合、縦覧点検	④国保連から提供されるリストを確認し、疑義のある場合にはサービス事業所等に確認する。	国保連と後期高齢者医療広域連合に委託し、縦覧点検及び突合点検を実施している。	○	特にトラブルもなく実施できている。	引き続き委託事業として実施し、疑義があれば事業所等に確認していきたい。
				⑤介護給付費通知送付	⑤年2回介護サービス費受給者へ給付通知を送付する。	年に2回実施している。	○	特にトラブルもなく実施できている。	引き続き、年に2回通知を送付し、受給者への啓発を図りたい。